

第129期 中間決算公告

平成23年12月20日

岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社 トマト銀行
取締役社長 中川 隆進

中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	13,806	預渡性預金	843,215
商品有価証券	24,000	借入用金	5,850
貸出金	512	外国為替債	578
その他の資産	216,658	その他の負債	5,883
有形固定資産	640,496	未払法人税等	0
無形固定資産	832	リース債務	7,000
繰延税金資産	3,713	資産除去債務	6,837
支払承諾見返金	10,182	その他の負債	349
	545	退職給付引当金	38
	2,908	役員退職慰労引当金	25
	3,313	睡眠預金払戻損失引当金	6,424
貸倒引当金	△ 6,854	偶発損失引当金	784
		再評価に係る繰延税金負債	180
		支払承諾	63
		負債の部合計	386
			697
			3,313
			874,791
		(純資産の部)	
		資本金	14,310
		資本剰余金	12,640
		資本準備金	12,640
		利益剰余金	6,792
		利益準備金	1,773
		その他利益剰余金	5,019
		不動産圧縮積立金	180
		別途積立金	3,547
		繰越利益剰余金	1,291
		自己株式	△ 464
		株主資本合計	33,278
		その他有価証券評価差額金	1,517
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	526
		評価・換算差額等合計	2,043
		純資産の部合計	35,322
資産の部合計	910,113	負債及び純資産の部合計	910,113

中間損益計算書 (平成23年4月 1日から)
(平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	8,852
資 金 運 用 収 益	7,328
（うち貸出金利息）	(6,282)
（うち有価証券利息配当金）	(1,006)
役 務 取 引 等 収 益	1,126
そ の 他 業 務 収 益	148
そ の 他 経 常 収 益	249
経 常 費 用	7,986
資 金 調 達 費 用	712
（うち預金利息）	(546)
役 務 取 引 等 費 用	763
そ の 他 業 務 費 用	73
営 業 経 費	5,742
そ の 他 経 常 費 用	693
経 常 利 益	865
特 別 損 失	4
税 引 前 中 間 純 利 益	861
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	331
法 人 税 等 調 整 額	15
法 人 税 等 合 計	347
中 間 純 利 益	514

注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は中間決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、株式、受益証券及び出資証券以外は中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 : 7年～50年

その他 : 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,999百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額

に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、14年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であり、当中間期においては「金利スワップの特例処理」による会計処理のみを行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 12百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,403百万円、延滞債権額は21,240百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は294百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,969百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,908百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,538百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	10,162百万円
預け金	91百万円

担保資産に対応する債務

預金	11,218百万円
借入金	1,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,206百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他資産のうち保証金は165百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は65,077百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが65,075百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16

条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,708百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,416百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債7,000百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は5,499百万円であります。
14. 当社の自己資本比率(単体)は10.39%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益183百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却149百万円、貸倒引当金繰入額207百万円及び株式等償却159百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種 類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	26,315	27,416	1,100
	社債	500	503	3
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	26,815	27,919	1,104
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	500	479	△20
	うち外国債券	500	479	△20
	小 計	500	479	△20
合 計		27,315	28,399	1,083

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年9月30日現在)

時価のあるものはありません。

なお、市場価格がないため、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	11
関連法人等株式	1
合 計	12

3. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種 類	中間貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	2,072	1,562	509
	債券	121,884	119,649	2,234
	国債	82,770	81,169	1,600
	地方債	5,120	4,974	146
	社債	33,993	33,506	487
	その他	8,039	7,947	92
	うち外国債券	8,011	7,921	90
	小 計	131,996	129,159	2,837
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	971	1,128	△157
	債券	44,319	44,393	△73
	国債	35,146	35,179	△33
	地方債	5,000	5,000	—
	社債	4,173	4,213	△40
	その他	11,307	11,506	△199
	うち外国債券	11,280	11,478	△197
	小 計	56,598	57,028	△429
合 計	188,595	186,188	2,407	

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	734
その他	—
合 計	734

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、株式159百万円であります。

また、減損処理基準は以下のとおりであります。

- (1)簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2)下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,143 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	331
株式等有税償却額	429
未収貸付金利息税務計上額	156
その他	575
繰延税金資産小計	5,636
評価性引当額	△1,714
繰延税金資産合計	3,922
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	121
その他有価証券評価差額金	890
その他	2
繰延税金負債合計	1,013
繰延税金資産の純額	2,908 百万円

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 306円93銭
- 1株当たり中間純利益金額 4円46銭